

景観検討・評価のための計画デザイン・システムに関する研究

大臣官房技術調査課

大臣官房公共事業調査室

国土技術政策総合研究所「美しい国土の創造」WG

東北地方整備局津軽ダム工事事務所

関東地方整備局利根川下流河川事務所

関東地方整備局営繕部

九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所

1. はじめに

国土交通省では、平成 15 年 7 月に「美しい国土づくり政策大綱」を公表した。平成 16 年 7 月には景観法が成立するとともに「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）」が公表され、平成 16 年度から景観アセスの試行事業を行なっている。

一方、国土技術政策総合研究所においては「美しい国土の創造」を基本課題として設定し、WG を設置し、研究活動、情報発信を行ってきたところである。昨年度からは、国土技術研究会において「景観検討・評価のための計画デザイン・システムに関する研究」を指定課題として立ち上げ、今後の景観デザイン検討のあり方等を明らかにするために、先進的な取り組み事例に対するヒヤリング、分析等を行ない、景観デザイン検討を行うための体制、仕組み（以下、「計画デザイン・システム」と呼ぶ）の特性、課題等について把握してきたところである。

そこで、1. では、過去の事例分析等をもとに、「計画デザイン・システム」の特性および課題等について整理する。2. では、平成 16 年度より始まった景観アセスの試行事業の中から 4 事例を紹介する。関連資料をもとにまとめたため、最終的な文責は WG にある。3. では、各部局ごとに進められている景観デザインガイドラインの進捗状況、特徴について紹介する。

国土技術研究会等において、景観検討の有効な進め方、今後の検討体制のあり方等について、活発な議論等を期待するとともに、今後も検討を続けることとしたい。

2. 計画デザイン・システムのタイプと特性

2. 1 デザイン・システムのタイプと特性

景観デザインに関する検討を実際に行うための計画デザイン・システムには、様々な方法が考えられ、それぞれに特性、課題がある。表-1 で、直営方式（直営で景観デザインに関する検討を行う）、委員会方式、デザイナー方式（優秀なデザイナーあるいはコンサルタントに景観検討を発注する）、委員会＋デザイナー方式、アドバイザー方式（有識者等の景観アドバイザーの助言を受ける）、デザイン室方式のそれぞれのタイプについて、参考文献¹⁾をもとに、有識者、地方整備局、コンサルタントを対象とするヒヤリング等から得られた知見を加え、その特性（長所、短所）、成否のポイント、今後の方向性等について概括する。

2.2 計画デザイン・システムに係る考察

1) 事業ごとの特徴

地方整備局等の担当者にヒヤリングを行った結果、各事業ごとに採用している景観デザイン検討に係る計画デザイン・システムが異なっていることが分かった。

ほとんどの分野においては、外注により景観デザイン検討を行っているが、港湾の分野においては、現在でも、防波堤等の外郭施設は直営で設計し、細部設計については外注を行っている。また、営繕の分野では、近年、設計が直営から外注に移行したが、現在でも、プロポーザル等に先立ち、直営で試設計等の検討を行い、設計業者選定に際しての評価ポイントを抽出しており、それにより技術力の低下を防いでいるという。これは、インハウス・エンジニアと外注との中間の状態にあるものと考えられる。さらに、公園緑地の分野では、景観への配慮は当然であり、特段の検討体制があるわけではないとのことであるが、いずれかの段階で専門家（造園職）の目が入る、いわば、直営方式的な体制であるとのことであった。

このように、各分野ごとに、景観デザインに係る計画デザイン・システムの採用状況は異なっているが、インハウスから外注へという大きな流れは、変わらないものと思われる。したがって、今後は、アドバイザー制度の有識者を有効に活用することが求められているといえよう。

2) 総合性・一貫性の観点からの評価

景観検討においては、

- (1) 多様な機能の総合性
- (2) 計画・設計・施工の一貫性

の観点が重要である。したがって、この観点からそれぞれの計画デザイン・システムに係る留意点について述べる。

(1) 多様な機能の総合化

「多様な機能の総合化」の対象としては、以下のような場合が考えられる。それぞれにおいて、適切なシステムで対応する必要がある。

景観計画、デザインと構造、環境、施工性、経済性等との調整が必要な場合

国が事業主体であるが、国の他機関、県、市、地域住民等との調整が必要な場合

ダムのように事業主体が単一であるが、多様な施設からなる場合

港湾や都市の再開発等、国、県、市、民間等多様な事業主体の施設群からなる場合

は、行政、デザイナーに調整能力、総合化する能力があれば、直営方式、デザイナー方式が適する。しかし、両方式のみでは、 - には対応しづらい。 に対し、委員会方式が用いられることも多いが、本来は不向きであり、前述した担当者の能力に左右される。委員会方式は、 の調整を目的とする場合に、従来から実施されてきた。 、 については、事業間、施設間を調整するコーディネイターとして、アドバイザー、委員会が役割を果たすことが可能である。この場合の委員会は、苫田ダムの例のように、単に、関係者間の意見調整をするのではなく、施設群のデザインを総合化する労力と能力を要する。勿論、

いずれの場合も、担当者が優秀であることが必要となる。

(2) 計画・設計・施工の一貫性

「計画・設計・施工の一貫性」とは、

行政の担当者が短期間で異動すること、

計画・設計・施工の各段階で行政の対応部署、担当者が変わること、

等の行政のシステムに起因する状況に対応することである。

デザイナー方式や直営方式はこれらに対応し難いが、委員会方式やアドバイザー方式では対応することが可能である。しかし、そのためには、これらに対応するような処置が必要となる。 に対応するためには、通常、計画・設計が終わった段階で解散する委員会やアドバイザーを長期間に渡って設置する必要がある。 に対応するためには、現状で想定していない段階まで委員会やアドバイザーに関わって貰う仕組みが必要となろう。

2.3 今後の計画デザイン・システムのあり方

最後に、今後の計画デザイン・システムの質的向上のために必要な留意点について述べる。

1) 研修システムの体系化

まず、行政担当者のデザイン判断能力を向上させることが必要である。このために、事務所の幹部クラスを対象とする理念の理解を目的とする講義中心のコース、まちづくり・地域づくり・複数の事業のコーディネートテーマとするコース、実務担当者向けの講義から演習まで一貫性のあるコースなどからなる体系的な研修を揃えておくことが考えられる。


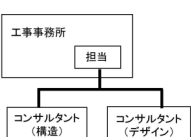
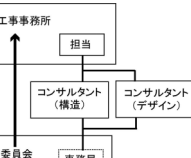
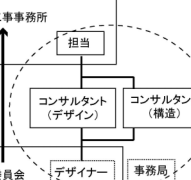
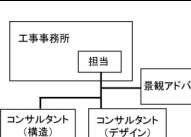
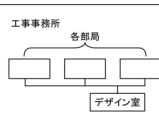
2) アドバイザーの新たな役割

景観アセスの試行事業の実施により、平成 16 年度より、各地方整備局に景観アドバイザーが設置されるようになった。アドバイザーには、現状では想定されていないが、既述のように、計画・設計・施工の一貫性を担保する機能やまちづくり・地域づくりと多様な事業を調整する機能等も期待したい。

今年度は景観アセスの試行事業の初年度である。

本 WG も、現場の声に耳を傾け、本省、地方整備局と協力しながら、よりよい制度の構築にあたっての理論的な枠組みの研究や提案等を今後とも、行っていきたいと考えている。

表 - 1 計画デザイン・システムの特
 (参考のため、現行で行われている制度以外も整理している)

	計画デザイン・システムのパターン	概要	長所	短所	留意点
直営方式		工事事務所等が直営で計画・設計を行う。	構造、施工等の手戻りが少ない。	担当の能力に依存するため、担当が異動する場合、レベルの一貫性が担保できない。	担当の能力が一定以上であれば、小規模なものには適当か(現実には無理か)。
デザイナー(コンサルタント)方式		工事事務所等がデザイナー(景観デザイン系コンサルタント。以下、「デザイナー」と呼ぶ。)に発注して計画・設計を行う。	・デザイナーにデザイン能力があれば、レベルの高いものができる(発注者は、良いコンサルタントに一任するか、デザイン判断能力を持つことが必要)。 ・デザイナーと議論を重ねることで、構造や施工と融合した/調和のとれたデザインが可能となる。(発注者側に、構造や施工、工程等とデザインの間のコーディネートする能力が必要)。	・デザイナーの能力が低いと良い物はできない。 ・デザイナー側が、構造、施工、工程等を知らないと、手戻りになることがある。 ・担当が異動する場合、一貫性が担保できない。 ・上層部の意向によって、計画・設計が変わることがある。 ・システムとして位置づけられていない場合、担当案ということになって、組織内部で案が通らない場合がある。 ・デザイナー/発注者側の声が大きく、発注者側/デザイナー側の声を通らない場合がある。	・発注者側にデザイン判断能力(デザイン及びコンサルタントの良し悪しを判断する能力)が必要。 ・発注者側に、構造や施工、工程等とデザインの間をコーディネートする能力が必要。 ・構造等と調整を図りつつ、景観デザイン検討を行なうノウハウを持ったデザイナーはそれ程多くない。
委員会方式		工事事務所等の設置する委員会が、基本計画、基本設計案を作成する。	・システムとして位置づけられているので、委員会の意見は尊重される。 ・多様な関係者の意見調整を図るのには便利。 ・委員会が長期間にわたり設置されている場合、コンセプトの一貫性を担保することが可能となる。	・多様な関係者の意見調整を図るため、無難かつ中庸な意見となりがち。 ・1回決まると覆すのに、困難。 ・計画段階の案件や基本方針(コンセプト)を決めるのに適するが、具体的なデザインについての議論は、未消化となることが多い。	基本計画、基本設計レベル、コンセプトの設定には、妥当、但し、デザイン(形を決める)には、ふさわしくない。
委員会+デザイナー方式		工事事務所等の設置する委員会が、基本計画、基本設計案を作成する。委員会に所属するデザイナー(有識者)/デザイン検討を行うWGが委員会へデザイン案を提出する。	・システムとして位置づけられているので、委員会の意見は尊重される。 ・多様な関係者の意見調整を図るのには便利。 ・委員会が長期間にわたり設置されている場合、コンセプトの一貫性を担保することが可能となる。 ・デザイナーが案を提出することから、委員会において、形まで、オーソライズすることが可能。	・多様な関係者の意見調整を図るため、無難かつ中庸な意見となりがち。 ・デザインが1回決まると覆すのに困難。	委員会方式の欠点を補い、デザインをオーソライズするシステムとしては機能すると思われる。
アドバイザー方式		工事事務所等の担当がプロジェクト毎に、予め、定められた有識者(デザイナー)と議論をして、デザイン検討を行う。	・システムは公式に位置づけられているため、アドバイザーの意見が尊重される度合いが大きい。 ・構造や施工と融合した/調和のとれたデザインが可能となる。 ・担当が異動しても、ある程度の一貫性は担保される。	・アドバイザーが、構造、施工、工程等を知らないと、手戻りになることがある。	発注者側に、構造や施工、工程等とデザインの間をコーディネートする能力が必要。 ・構造等と調整を図りつつ、景観デザイン検討を行なうノウハウを持ったアドバイザーはそれ程多くない。
デザイン室方式		組織内の専門の部署が、原課と一緒に、景観デザインに係る検討を行う。	・教育若しくは人材配置を行うことができるのであれば、望ましい形での直営方式が可能。 ・技術力の確保、向上に繋がる。	・本来的には、一部署に限るのではなく、全ての職員の意識、ノウハウの向上が必要。	・横浜市などの先進的な自治体では実施(地方整備局に担当官制度、係あり)。 ・組織、人材配置上、現実的には困難か。

(参考文献)

1) 日経コンストラクション編集部：設計方式の分類，日経コンストラクション，1991.10

3. 景観検討事例（景観アセスの試行事業より）

3.1 津軽ダム関連事業（付替道路）（津軽ダム工事事務所）

3.1.1 事業概要

津軽ダムは、昭和 35 年に岩木川に完成した目屋ダムの再開発ダムとして、目屋ダムの直下流に建設される多目的ダムである。本事業の関連事業として、ダム建設に伴い水没する主要地方道岩崎西目屋弘前線の付替道路（L=7.9km）を整備するものである。当該地域は、世界遺産登録の白神山地に隣接するなど豊かな自然環境に恵まれた地域であることから、事業により景観に大きな影響を与えるおそれがある事業として、景観アセスメントの試行事業に選定された。

3.1.2 景観デザイン上の特徴

景観整備方針の策定にあたっては、既設計成果を点検し、望ましい整備のあり方を意識しながら、地域特性・景観特性等を検討した。地域特性では歴史的景観についても調査し、景観特性では付替道路全線の CG アニメーションを使った走行景観のシミュレーションにより、線形設計の課題、内部景観の課題、岩木山をはじめとするランドマークの視認性を検討した。それらの結果に基づいて、「白神へいざない 津軽の風景に溶け込み 地域の誇りをつむぐ道」を試行のテーマ・目標像として設定した。里の風景を分断することなく、目立ち過ぎることもなく、あくまでも控えめに、だが格を感じさせる身だしなみは整えること、地形にできるだけ素直に、傷跡は残さず、自然環境に同化する環境を整えることを、周辺景観との関係に関する基本的な考え方とし、白神山地、岩木山、美山湖、岩木川や里の風景が良く見える窓となり、元々そこにあったと思われるような道とするデザイン展開を行う。また、目標像の実現にあたっては、視点との関係も精査しながら、メリハリのある投資を考え、コストの縮減に努めることとした。

3.1.3 検討体制

景観アドバイザー、住民等、地方公共団体、NPO を構成メンバーとする 2 回以上の懇談会および古老を対象としたヒアリングを実施し、景観評価に関する意見の聴取を行う予定である。景観アドバイザーには、北原啓司弘前大学教授、篠原修東京大学教授、平野勝也東北大学講師の 3 名を選定し、指導・助言をいただくこととした。

3.1.4 今後の課題

景観評価の過程において、「景観整備マスタープラン」、「景観評価手順書」、「景観影響評価書」の 3 種類の成果が得られることを想定しており、これらにより「景観整備ガイドライン」を構成する計画である。この構成案の妥当性については、今後議論が必要と考える。



3.2 利根川下流改修事業（本宿耕地地区、佐原地区）（利根川下流河川事務所）

3.2.1 事業概要

利根川下流改修事業では、利根川の洪水による壊滅的被害から沿川地域を防御するとともに、佐原市の都市としての賑わいを再生することを目的として、高規格堤防（延長 620m）と佐原市交流拠点等との一体整備を進めている。当該地域は、江戸時代より利根川水運で栄えた商業都市であり、市街地には往時の面影を残す江戸時代から昭和初期にかけての古い町並みが残り、重要伝統的建造物群保存地区に指定されている。本事業は、都市再生の起爆剤となる舟運を復活させるための船着き場を整備し、「道の駅」の集客を舟運で小野川沿いの観光地「小江戸」に導くための河岸整備など、雄大な利根川の風土を体感できる拠点づくりのための基盤整備を行うもので、事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業として、景観アセスメントの試行事業に選定された。

3.2.2 景観デザイン上の特徴

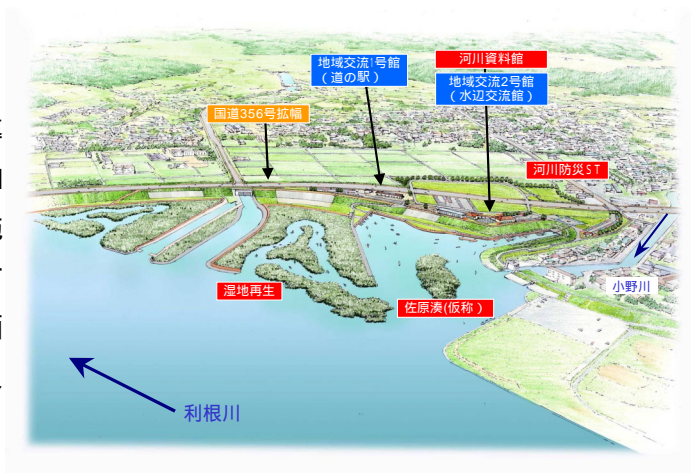
景観形成の目標像（案）は、当該地域が水郷筑波国定公園の南の玄関に位置し、広大な水辺景観と水郷田園景観を有することから、「1. 利根川を背景とした水郷佐原の大パノラマを感じる水辺景観づくり」および「2. 利根川との密接な関わりを継承する水辺景観づくり」とした。巨大な人工造成による盛土の圧迫感の軽減を図り、水郷田園景観と調和した空間づくりを行う必要があり、また利用者の動線や想定される視点場からの連続性のある景観形成が求められている。有識者からは、多数の関連事業との関係性について、景観検討の視点として事業の調整や利用者の利便性も含めたコーディネートが重要であるとの指摘をいただいた。これらを踏まえて、景観整備方針の策定を進めているところである。

3.2.3 検討体制

学識経験者（景観アドバイザーを含む） 地元住民、行政から成る検討委員会（委員長：福川裕一千葉大学教授） ワーキングを組織し、ここでの議論を通じて景観に関する検討を行っている。また、景観目標像および景観整備方針の設定にあたっては、福川裕一教授の他、鈴木伸治関東学院大学助教授、宮村忠関東学院大学教授、中井祐東京大学助教授の4名の学識経験者から指導・助言をいただいている。

3.2.4 今後の課題

本事業の事業手法として、PFI方式の導入可能性調査を並行して進めている。PFI事業として実施する場合、建築物等の実施設計はSPC（特別目的会社）に委託契約することが想定されることから、本景観評価結果をPFIの事業実施計画にどのように反映させるかが、今後の課題である。



3.3 横浜地方気象台整備事業（関東地方整備局営繕部）

3.3.1 事業概要

横浜地方気象台は、関東大震災後の昭和2年に横浜市山手地区に建設されたRC造地下1階地上3階の建築物で、玄関部分に大正末期から昭和の初めにかけて流行したアール・デコ調の意匠様式が施された歴史的建築物である。横浜山手地区は、幕末の開港以来、居留外国人によって作られた街並みと自然環境が今なお多く残る地区であり、横浜市と住民が連携して歴史的資産を保存活用する等、歴史を生かしたまちづくりに長期的に取り組み、良好な環境を維持保全している。横浜地方気象台は築後約80年を経過し、老朽化して手狭となったために既存庁舎を改修して新しい機能を与えるため増築工事を行うこととなったが、既存庁舎が山手地区の景観構成要素の一つになっていることから、優れた景観を有する地域で行う事業として、景観アセスメントの試行事業に選定された。

3.3.2 景観デザイン上の特徴

地域特性および事業特性を踏まえ、試行のテーマ・目標像を「横浜山手地区の良好な歴史的景観と横浜地方気象台の調和」に設定した。周辺景観の改変を最小限にするため、既存庁舎の外観は可能な限り現在の状態を維持し、増築部についてはそれらとの関係性を持った形状、規模、配置として、現在の景観を保全しつつ新たな景観を創出するものとする。当該地域は、横浜市風致地区条例、山手地区景観風致保全要綱等の規制を受ける地域であることから、これら地域のデザインコンテクストを踏まえた整備を行い、また施設管理者および施設利用者の理解が得られるよう、景観整備と気象観測機能および執務環境整備のバランスに配慮することとした。

3.3.3 検討体制

学識経験者、地方自治体、施設管理者等から成る保存検討会を設置して保存・活用方針を策定し、「周辺景観に調和し、かつ既存庁舎の外観を活かす増築部の外観デザインについて」および「市民および施設管理者ならびに施設使用者との合意形成の方法について」をテーマとした設計プロポーザルを実施した。景観評価を進めるにあたっては、景観評価検討会、住民意見交換会等を継続的に開催し、合意形成を図っていく予定である。有識者としては、吉田綱市横浜国立大学教授（景観アドバイザー、保存検討会座長）、関和明関東学院大学教授（保存検討会委員）、国吉直行横浜市都市整備局上席調査役「アクティブ・アーバンデザイナー」（保存検討委員会委員）から指導・助言をいただいている。

3.3.4 今後の課題

良好な景観の保全と、法体系も含めた既成の枠組みとの整合および安全性の確保、さらに執務上必要な機能の確保という、場合によっては相反する事項について、何を最優先にするかという判断指標の個別検討が必要である。



3.4 別府港海岸保全施設整備事業（餅ヶ浜地区）（別府港湾・空港整備事務所）

3.4.1 事業概要

別府港海岸は、護岸などの老朽化が見られる他、越波や高潮による被害が発生しており、十分な防災機能を有する整備が急務となっている。こうした状況に対し、別府港海岸の餅ヶ浜、北浜、上人ヶ浜の3地区を対象とした海岸保全施設整備事業が平成13年度に事業採択された。当該事業にあたっては、防災は勿論、景観、利用、環境、水産協調を考慮し、かつ背後のまちづくりと一体となった整備を行うこととしている。

3.4.2 景観デザイン上の特徴

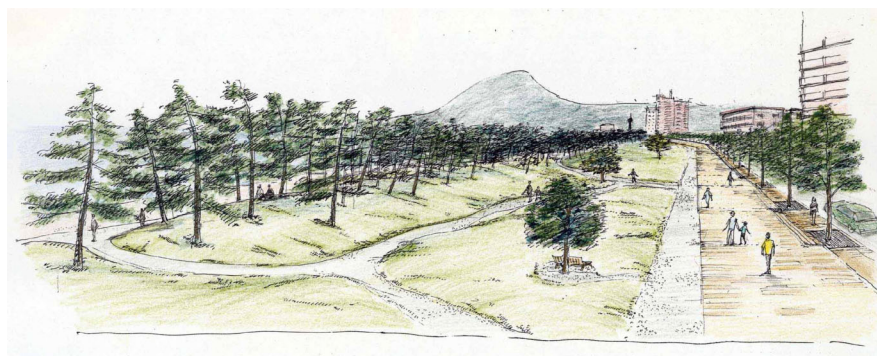
餅ヶ浜地区については、地先の水深は浅く人工砂浜による面的防護に効果が期待できること、もともとは、白砂青松の海岸であり、現在も、別府港海岸における希少な砂浜があること、また、背後の商業地域との間に大規模な通過交通がないこと等から、海浜を形成することで背後地を防護する面的な海岸保全施設整備を行なうことで、都市の喧噪から逃れうる海浜を再生するとともに、市街化した背後地の前庭としてのオープンスペースを創造することとした。

3.4.3 検討体制

餅ヶ浜地区については、平成15年度にワークショップを行うとともに、専門家による技術検討委員会、計画・景観検討会を開催し、構造やデザインについての検討を行った。平成16年度には、海岸保全施設についての工事に着手している。景観検討・評価にあたっては、大学の協力を仰ぎ、模型、VR、スケッチパース等により、検討を行っている。

3.4.4 今後の課題

背後の都市公園（緑地）等との一体的な整備が望まれる。



緑濃い飛沫防止帯を背景とした明るく開放的な海浜背後の緑地イメージ
（資料作成：東京工業大学大学院 社会理工学研究科 社会工学専攻 齋藤研究室）

4 各部局の景観ガイドラインの状況

ここでは、「美しい国づくり政策大綱」において具体的施策の一つとして明記された分野毎の景観ガイドラインの策定状況について、1) 検討体制、2) ガイドラインの趣旨・特徴、3) 公表方法・時期の観点から各部局の取り組みを整理する。

4.1 官庁営繕事業における景観形成ガイドライン

景観形成技術を活用した官庁営繕の参考事例（大臣官房官庁営繕部整備課）

1) 検討体制

官庁営繕部では、「官公庁施設のうるおいのある外部環境設計」（平成3年3月）のとりまとめをはじめとして、設計のための基準類に景観に関する規定を盛り込み、官庁営繕に関する景観への配慮、周辺との調和、潤いある空間づくりに努めてきているところであるが、個々のケースにおける検討の参考とするため、これらの基準類に基づく官庁施設整備の実施事例をとりまとめた。

2) ガイドラインの趣旨・特徴

官庁施設整備による良好な景観形成については、施設の立地条件や周辺環境によって求められる「良好」さが異なること、見る人によっても感じ方が異なること、法令や技術基準等に添いながら機能性や経済性等を兼ね備える必要があること、道路、河川や公園といった都市景観を形成する様々な要素との整合を図る必要があることなど、個々のケースによって独自の検討が必要になると考えられる。このため、本ガイドラインでは、景観（外観）に視点を置いて、官庁営繕部の技術基準等との整合を図りながら項目の整理をし、それぞれの項目ごとに、周辺のまちなみや自然の景観に配慮した美しい景観を創造していくための事例集としてとりまとめた。

3) 公表方法・時期

平成16年5月よりHPで公表を行っている。

4.2 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）

（都市・地域整備局都市計画課）

1) 検討体制

平成16年度に、都市計画全体として美しい都市景観を形成するため、都市計画課をとりまとめ役とし、都市整備の主な事業を担当する、市街地整備課、街路課、公園緑地課、下水道企画課の各担当者と調整し、検討を行った。

2) ガイドラインの趣旨・特徴

(1) 趣旨

市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業などの都市整備に関する事業を対象とし、それらの事業に携わる実務者が活用するものとして、事業を実施するにあたり景観法等の規制・誘導方策を活用しながら、良好な都市景観を如何にして具現化するかという道筋を示し、都市整備に関する事業における景観形成の基本的考え方、実践的方策、具体事例を示し、共通認識を図るものである。

(2) 特徴

共通編と各事業編の2部構成となっており、共通編では、都市整備に関する事業において景観形成を推進するうえでの基本的考え方および各事業で共通する事項の要点について取りまとめている。各事業編では、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業の5事業それぞれにおける景観形成の進め方および個別事業独自の特記事項などを整理している。

3) 公表方法・時期

平成17年3月に策定し、都市計画関係者等に配布するとともに、HPへの公表を行った。また、別冊として事例集をとりまとめ、平成17年9月に同様に配布するとともにHPへの公表を行った。

4.3 河川景観ガイドライン(案)(河川局河川環境課)

1) 検討体制

東京工業大学中村良夫名誉教授を委員長とする委員会を4回開催するとともに、九州大学島谷幸宏教授を部会長とする作業部会を8回開催し検討を行っている。

2) ガイドラインの趣旨・特徴

良好な河川景観の形成を図ることを目的として、河川技術者が河川および河川景観の成り立ちや特性を学び、河川景観の整備と保全についての方針や計画を定めるにあたって必要となる視点、考える手順、整理すべき情報、活用すべき手法等を示すこととしている。また、河川の流域特性あるいは地域の風土や文化に応じた河川景観の整備と保全を進めるためには、地域社会と連携した取り組みが不可欠であることから、まちづくり計画への働きかけなど地域との連携や協働のあり方および合意形成の仕組みなどについても示すこととしている。

本ガイドラインの構成は、河川の本質や河川景観に対する理解を深めるための「原論編」、良好な河川景観の計画・設計手法を示した「デザイン編」、良好な河川景観を育むための仕組みを示した「マネジメント編」、計画・設計の実務に役立つ参考資料をとりまとめた「資料編」とする予定。

3) 公表方法・時期

河川管理者および関係者への配布等を予定している。

4.4 砂防関係事業における景観形成ガイドライン(仮称)(河川局砂防部砂防計画課)

1) 検討体制

平成16年度に、大久保駿(全国治水砂防協会会長)、青木奈緒(作家)、石川芳治(東京農工大学教授)、腰原愛正(長野県大町市長)、寺本和子(豊橋創造大学教授)、中田聡一郎(写真家)、堀繁(東京大学教授)の各氏からなる委員会を2回開催し、砂防関係事業と景観形成について検討を実施。

2) ガイドラインの趣旨・特徴

砂防関係事業を実施するにあたり、防災事業である砂防関係事業において「防災機能の確

保」「時間軸の考慮」「地域の個性尊重」を基本理念として、計画・設計・施工・管理の各段階における基本的な考え方をまとめているところ。

3) 公表方法・時期

関係者に配布し、当面直轄事業を対象としたモデル箇所における試行を、今後実施する予定としている。試行結果を踏まえてガイドラインの更新を適宜行っていく予定。

4.5 海岸景観形成ガイドライン（農林水産省 農村振興局整備部防災課、水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省 河川局砂防部保全課海岸室、港湾局海岸・防災課）

1) 検討体制

東京工業大学斉藤潮教授を委員長とする委員会を開催し検討を行った。

2) ガイドラインの趣旨・特徴

良好な海岸景観の形成を図ることを目的として、海岸保全や背後地の計画・設計・整備に携わる行政関係者や町づくりに関わる市民等が、海岸と生活との関わりを見直し、海岸の潜在的な魅力や課題を発見し、海岸の整備・計画を行うための方策を示すもの。個々の海岸空間における海岸景観の捉え方や検討する際の評価の柱を「理念編」、海岸景観の捉え方や検討する際のアプローチ方法を「実践編」としてとりまとめている。

3) 公表方法・時期

海岸管理者等への配布等を予定している。

4.6 道路デザイン指針（案）（道路局地方道・環境課道路環境調査室）

1) 検討体制

平成16年度に、日本大学天野光一教授を委員長とする委員会を5回開催するとともに、適宜、早稲田大学 佐々木葉教授を幹事長とする幹事会を開催し検討を行った。

2) ガイドラインの趣旨・特徴

本指針（案）は、景観面での美しさを備えた道路の整備に関する一般的な技術的指針を定め、その合理的な構想・計画、設計・施工、管理に資することを目的として作成している。また、道路デザインの対象として、新設、改築のみならず、現道の景観改善も美しい国づくりに大きな影響をもたらすため、その取り扱いにあたっては、道路デザインを行うものとしている。

3) 公表方法・時期

平成17年4月8日に、都市・地域整備局街路課街路事業調整官、道路局地方道・環境課道路環境調査室長より関係各機関に通知した。今後は、実際のプロジェクトにおいて景観検討を行い、フィードバックを図ることで、将来的には、本ガイドラインの改善を図ることとしている。

4.7 住宅・建築物等整備事業に係る景観ガイドライン（住宅局市街地建築課）

1) 検討体制

平成 16 年度に、住宅・建築物等全体として良好な景観を形成するため、市街地建築課をとりまとめ役として、住宅・建築物等整備の主な事業を担当する住宅総合整備課、建築指導課の各担当者と調整し検討を行った。

2) ガイドラインの趣旨・特徴

本ガイドラインは、平成 15 年 7 月の「美しい国づくり政策大綱」の策定や、平成 16 年 6 月の景観法の策定を受けて、良好な景観形成を促進するため、景観法や都市計画法、建築基準法等と整合を図りながら、住宅・建築物等整備事業において配慮することが望ましい景観配慮事項等を示し、事業の実施によって当該地域の良好な景観の形成が促進されることを意図したものである。

本ガイドラインにおいては、全国の都市に存する町家等の伝統的工法による木造建築物（町家等）の再生・活用を促進し、良好な景観の形成等による都市再生や地域の活性化を進めるため、町家等の再生・活用や町家等を活かしたまちづくりを進めていくための基本的な考え方、手順等についてとりまとめている。

3) 公表方法・時期

平成 17 年 3 月に策定し、HP に掲載するとともに、地方公共団体や住宅・建築関係者等に配布した。

4. 8 港湾景観形成ガイドライン（港湾局環境・技術課環境整備計画室）

1) 検討体制

東京大学大学院篠原修教授を委員長とし、東京工業大学斎藤潮教授、早稲田大学佐々木葉教授、国土交通省国土技術政策総合研究所上島顕司空港ターミナル研究室長、国土交通省港湾局環境整備計画室川上泰司総括補佐の 4 名を委員とした「港湾における景観形成手法の高度化に関する調査」検討委員会を 4 回開催した。

2) ガイドラインの趣旨・特徴

港湾景観形成ガイドラインは、国、港湾管理者、地方公共団体、民間事業者、NPO や市民等、港湾に携わる関係者一人一人が、自分たちの港やまちの姿や魅力を見つめ直し、港湾景観の現状を自らの手で分析・評価するための参考図書として作成されている。

本ガイドラインは、港湾景観の中心ともいえるべき「船舶等」および港湾景観の地域性を特徴づける「地域の個性等の特徴づける要素」に着目することにより、多機能かつ広大な港湾空間と背後の市街地等を一体的に捉えた現状評価の手法をわかりやすく解説している。

3) 公表方法・時期

国土交通省港湾局 HP および国土交通省景観ポータルサイトにて公表している。

なお、今後は、本ガイドラインを活用したケーススタディを実施し、内容の充実を図る予定である。

4. 9 航路標識整備事業景観形成ガイドライン（海上保安庁交通部計画運用課）

1) 検討体制

美しい国づくり政策大綱の留意、航路標識の機能の確保、関係基準および関係法令等の遵

守を基本事項として、海上保安庁交通部関係課において検討を行った。

2) ガイドラインの趣旨・特徴

関係職員が活用するものとして、全国的に適用すべき基本的事項、地域特性に応じて適用する参考事項を明確かつ可能な限り網羅するように整理している。

また、参考事例として、地方自治体等と連携して取り組んでいる「岬のオアシス構想」および「航路標識のデザイン化」についても掲載している。

3) 公表方法・時期

平成 16 年 6 月から国土交通省景観ポータルサイトおよび海上保安庁ホームページに当該ガイドラインを公表している。